

東金市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

東金市長 山 下 美 紀

東金市条例第 1 9 号

東金市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

東金市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

東金市認可地縁団体印鑑条例（平成6年東金市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第2項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。